

日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨及び目的

この実施要領は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 の規定に基づき、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するため、日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）業務名

日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託

（2）委託内容

別添、日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託仕様書のとおり

（3）履行期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで。令和 9 年度以降の契約については、成果や実績等を評価した上で、契約の締結について協議する。

受託候補者は、令和 8 年 4 月 1 日から円滑に業務を開始できるよう、以下の①から②までの業務を令和 8 年 3 月末までに行うこと。ただし、②に要する経費については、必要に応じて別途市と契約するものとする。

① 専門職等の職員確保と配置準備

② 地域包括支援センター業務の引継ぎなど業務開始に必要なとなる準備

（4）契約限度額

27,118,000 円以内（※消費税法基本通達 6-7-10 包括的支援事業の委託に係る取扱いに基づき非課税）

この業務に係る令和 8 年度予算が可決・成立した場合、契約金額及び仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

3 委託予定者選考方法

日向市プロポーザル方式実施要綱第 2 条（4）公募型プロポーザル方式により選考する。

4 提案者の参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。

- (4) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は法人以外の団体
 - ② 市税の滞納をしていない者
- (9) 令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、8（6）に記載の市が指定する書類を提出すること。
- (10) 地域包括支援センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）その他市が適当と認める者であること。（法施行規則第140条の67）
- (11) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないものであること。（指定介護予防支援事業所としての基準）
- (12) 地域包括支援センターの運営実績があること、または、介護保険法に基づく指定を受け、介護保険サービス等の運営実績があること。

5 審査基準

別紙「日向市財光寺地域包括支援センター運營業務委託プロポーザル審査基準」により評価するものとする。

6 プロポーザル実施スケジュール

期間または期日	内 容
9 月 29 日（月）	公告・募集開始
9 月 29 日（月）～10 月 3 日（金）	質問書の提出期間

10月9日（木）	質問回答期日
9月29日（月）～10月16日（木）	参加表明書類の提出期間
10月17日（金）	参加資格通知、提案書等の提出要請
10月31日（金）	提案書等提出期限
11月7日（金）	プレゼンテーション及びヒアリング
11月11日（火）	提案書等特定、結果通知
11月下旬	業務内容の最終打合せ、契約

※日付は予定のため変更の場合あり。事前説明会は行わない。

7 質疑の受付・回答

- （1）受付期間 令和7年9月29日（月）～10月3日（金）
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日は除く）
- （2）提出方法 電子メールで日向市健康長寿部 高齢者あんしん課宛に送付する。
送付先：kourei@hyugacity.jp ※電話により到着確認を必ず行うこと。
- （3）提出様式 様式9「質問書」による。
- （4）回答期限 令和7年10月9日（木）までに、電子メールで回答する。
- （5）その他
 - ① 表題は、「日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託に関する質問」と明記すること。
 - ② 質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
 - ③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
 - ④ 参加希望者に周知すべき質問及び回答については、日向市ホームページに掲載する。
また、質問者へ電子メールにて連絡する。

8 参加表明手続

- （1）提出期限 令和7年10月16日（木）午後4時30分必着
- （2）提出場所 日向市健康長寿部 高齢者あんしん課
- （3）提出方法 【原本】持参又は郵便（書留郵便に限る）
持参の場合は、午前9時から午後4時30分まで（土日祝日は除く）
【データ】電子メールにて提出 kourei@hyugacity.jp
- （4）提出書類 以下のとおり ※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。
日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250926114307>

提出書類	様式等		提出部数等
参加表明書類	様式1	参加表明書	原本1部（クリップ留め） データ一式
	様式2	法人概要	
	様式3	介護保険サービス等の運営実績	

	様式 4	介護保険サービス（事業所・施設）指導監査等実施状況に係る 申出書	
--	------	-------------------------------------	--

（５）参加表明書類の記載に関する留意事項

各種様式の記載は、次のとおりとする。

- ① 様式 1：参加表明書
 - ・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
- ② 様式 2：法人概要
 - ・法人名、所在地等を記載すること。
 - ・法人概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
- ③ 様式 3：介護保険サービス等運営実績
 - ・事業や施設等の概要が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
- ④ 様式 4：介護保険サービス（事業所・施設）を対象とした直近 3 年間（令和 4～6 年度）
の国・県または自治体による運営指導及び監査状況について

（６）その他

令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）に登録のない者については、市が指定する以下の書類①～⑤を提出すること。

- ① 登記簿謄本（写し可）
- ② 国税の納税証明書（その 3 の 3）（写し可）
- ③ 日向市の完納証明書（写し可）
- ④ 個人住民税の特別徴収実施確認書
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（役員名簿）

9 参加資格審査・通知

「日向市財光寺地域包括支援センター運營業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提出された参加表明書等により参加資格を審査する。

提案書等を依頼するのは書類選考のうえ上位 3 法人以内とし、参加資格を満たす者には、令和 7 年 10 月 17 日（金）までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格審査結果を通知し、提案書等の提出を求めるものとする。

なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

（１）参加資格の喪失について

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- ① 前記 4 の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

（２）令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）への追加登録を同時申請する者について

前記 4（９）の資格要件を留保した上で、参加資格の審査を行い、結果を通知するが、後

日、前記４（９）の資格要件を満たさないことが確定した場合は、遡って参加資格を喪失する。

10 提案書提出

参加資格審査を経て提案書等提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

（１）提出期限 令和７年１０月３１日（金）午後４時３０分必着

（２）提出場所 日向市健康長寿部 高齢者あんしん課

（３）提出方法 【原本】持参又は郵便（書留郵便に限る）

持参の場合は、午前９時から午後４時３０分まで（土日祝日は除く）

【データ】電子メールにて提出 kourei@hyugacity.jp

（４）提出書類 以下のとおり ※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。

日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250926114307>

提出書類	様式等		提出部数等
提案書等	様式５	企画提案書（かがみ）	原本１部（クリップ留め） データ一式
	様式６又は 任意様式	提案書等	
	様式７	人員配置計画書	
	様式８	事務所設置計画書	
	任意様式	見積書	

（５）提案書の作成に関する留意事項

- ① 様式６により提出もしくは、別途任意様式により提出することも可とする。その場合様式規格は、Ａ４規格（横向き）を基本とし、様式６に記載されている事項及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を６枚以内で作成すること。
- ② 文字サイズは、１１pt 以上とする。
- ③ 図、絵、写真等の使用は、可とする。
- ④ 用いる言語は、日本語とする。

（６）事務所設置計画書の記載に関する留意事項

事務所設置場所等が未定の場合は、契約締結後、市が指定する期日までに提出すること。

（７）見積書

提出の様式は特に問わない。

（８）留意事項

- ① 提案書等提出後の資料追加・訂正は認めない。
- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。

- ④ 提出された提案書等は返却しないものとする。

11 プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施

- （１）プレゼン等は、令和 7 年 11 月 7 日（金）に Web 会議サービスの ZOOM を使用して行うことを予定しているが、詳細については決定次第通知する。
- （２）プレゼン等の出席者は、本プロポーザルの主任担当者を含み、1 法人当たり 3 名以内とする。
- （３）提案書等の説明は 1 法人につき 20 分以内とし、審査委員からの質疑を 20 分程度とする。
- （４）説明は提案書等に記載した内容に限る。
- （５）プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- （６）プレゼン等の順番は、提案書等の提出順とする。

12 企画提案審査・通知

- （１）審査会において、審査基準表に基づき、提出された提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、評価点の高い者から順に、優先交渉権者 1 者、次点交渉権者 1 者を特定する。
- （２）企画提案における評価項目及び得点配分は、以下のとおりとする。
 - ・法人の適格性・安定性 35 点
 - ・業務の実効性 25 点
 - ・提案内容 35 点
 - ・見積額 5 点
- （３）提案書等の特定に係る審査対象が 1 法人のみの場合であっても、ヒアリングを実施する。
- （４）審査評価の合計点が満点の 6 割に満たない場合は失格とし、最優秀者もしくは次順位者の選定を行わない。
- （５）最高得点の者が 2 者以上になった場合は、評価項目中、「提案内容」、「業務の実効性」、「法人の適格性・安定性」、「見積額」の順で比較し、得点差が生じた時点で、点数の高い者を優先交渉権者とする。なおも同点の場合は、審査会の合議により順位を特定する。
- （６）プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知するほか、日向市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。
- （７）審査結果に関して疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

13 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- （１）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （２）指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- （３）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- （４）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- （５）虚偽の内容が記載されているもの

14 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に主任担当者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

15 プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできない。

16 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

17 その他

- (1) 参加表明書提出以降に辞退する場合は様式9「辞退届」を提出すること。
- (2) 本プロポーザル及び本業務を通じ、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (3) 個人情報については、法令に基づき適正に取り扱うこと。
- (4) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとする。

18 事務局（問い合わせ先）

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課（担当：後藤、黒木）

TEL：0982-52-2111（内線 2193） FAX：0982-56-1423

メール：kourei@hyugacity.jp